

【表紙】

【発行登録番号】	7 - 投法人1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年5月20日
【発行者名】	スターアジア不動産投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 加藤 篤志
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階
【事務連絡者氏名】	スターアジア投資顧問株式会社 取締役兼財務管理部長 菅野 顕子
【電話番号】	03-5425-1340
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	スターアジア不動産投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2025年5月28日）から2年を経過する日（2027年5月27日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

### 第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

### 第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1)【銘柄】

未定

(2)【投資法人債券の形態等】

未定

(3)【引受け等の概要】

未定

(4)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5)【振替機関に関する事項】

未定

(6)【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2015年12月21日

登録番号 関東財務局長第110号

(7)【手取金の用途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金及び運転資金等に充当する予定です。

(8)【その他】

未定

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間	第18期(自 2024年8月1日 至 2025年1月31日)	2025年4月25日に関東財務局長に提出
計算期間	第19期(自 2025年2月1日 至 2025年7月31日)	2025年10月31日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第20期(自 2025年8月1日 至 2026年1月31日)	2026年4月30日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第21期(自 2026年2月1日 至 2026年7月31日)	2026年11月2日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第22期(自 2026年8月1日 至 2027年1月31日)	2027年4月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 第2【参照書類を縦覧に供している場所】

スターアジア不動産投資法人 本店  
(東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー18階)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)